

相続 そうだん ④ しつ

— いろんな視点から —

「公正証書遺言」 遺留分を考慮し作成



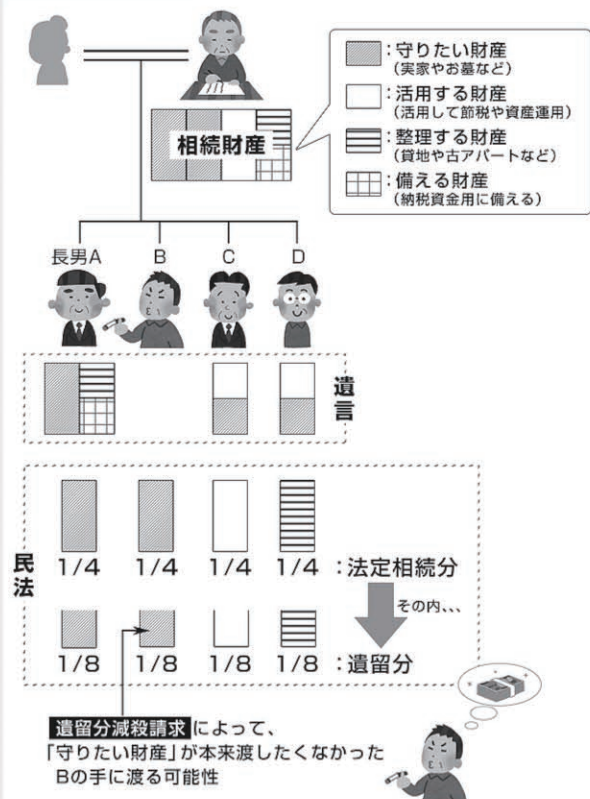
かめしま・じゅんいち / 身内の相続トラブルがきっかけで相続を徹底的に学ぶ。不動産活用にも詳しいが、特定の分野に偏らないスタイルが持ち味

執筆 / 亀島淳一(株)シナジープラス代表

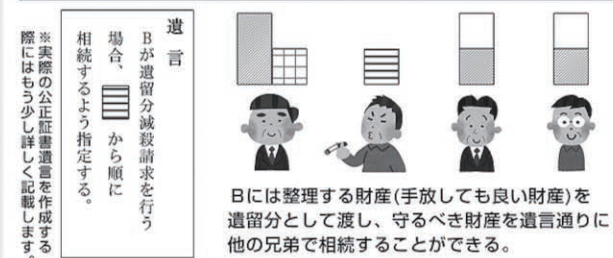
財産を四つに分類

備える財産 相続税納税資金用に 整えて準備しておく	守る(引き継ぐ)財産 実家やお墓など 人手には渡せない財産
整理する財産 収益利回り1%以下 貸地や古アパートなど 市場価値 < 相続評価	活用する財産 活用することで節税や 資産運用できる財産

遺留分の扱いについて 事例



遺留分減殺請求の順序の指定



押さえておきたい遺言書のポイント

これまで相続でもめないためのポイントとして、「状況を多面的に分析する」、「財産を三つの評価で正しく評価する」、「評価を基に四つの種類に分類して考える(左図)」、「公正証書遺言に魔法の言葉(付言)を加えて、分け方を決めた際の思いも一緒に残す」ことなどをお伝えしてきました。

ここまで準備できれば、財産を残す方の想いを尊重した相続が行われ、もめる可能性もかなり少なくなることでしよう。ただし「遺留分」の対策をしておかないと、想定外の結果になってしまう可能性があります。

◆ ◆ ◆
遺留分とは、相続を受ける人が最低限相続できる財産(割合)のこと、民法で定められています。この遺留分を請求(遺留分減殺請求)されると、公

正証書遺言に記された内容よりも優先されてしまうのです。例えば、妻は既に他界し、子どもが4人いる家庭の相続で、「浪費家の子Bには財産を渡すべきでない」と考え、公正証書遺言で財産をBには渡してはいけなさと明記し、その思い(付言)も記しておいたとします。それでも親の思いとは関係なく、民法上は一定割合を受け取る権利がBには保障されています(左囲み)。

◆ ◆ ◆
この例では、受け取る人(相続人)が子ども4人で、民法上の目安(法定相続分)としては、財産を受け取る割合は4分の1ずつとなります。遺留分は法定相続分の半分とされていますので、この場合は8分の1ずつが遺留分として最低限補償されており、公正証書遺言ではBに渡す財産はないとされている場合、Bはその権利を主張

して請求することができます。

◆ ◆ ◆
このように家族の将来を思い公正証書遺言を書いても、遺留分の対策をしておかないと、その思いがかなわなくなる場合もあります。そこでもう一つ、公正証書遺言を作成する際の大切なポイントをお伝えします。それは、遺留分減殺請求権を行使された際に、遺留分として相続させる財産の順序を指定する、「遺留分減殺請求の順序の指定」です。

◆ ◆ ◆
前回までにお伝えした「財産の分け方+魔法の言葉(付言)」に、さらにこの「遺留分減殺請求の順序の指定」を書き加えます。遺留分減殺請求の順序の指定は、左図のように財産を四つに分類した上で、「守る財産」と「整理する財産を明確にしておくことが重要です。

◆ ◆ ◆
今回の例の場合、Bに遺留分減殺請求権が行使されると、「守りたい財産」も渡さざるを得ないということが起こり

セミナー「幸せ相続計画セミナー」

- ◆日時: 7月11日(土) 午前10時~12時
- ◆場所: レンタルスペース・シナジールーム (中城村南上原1021/ラブリモ琉大東口店2階)
- ◆参加費: 1組3,000円(3人まで)、または1人2,000円
- ◆定員: 20人
- ◆問い合わせ・申し込み(株)シナジープラス ☎098(963)9266
- ◆詳細はホームページへ <http://www.synergy-room.com/>

◆ ◆ ◆
得ます。このような事態を避けるため、「Bから遺留分を請求された時にはまず〇〇の土地から相続しなさい」というように、遺留分減殺請求の順序の指定をしておくことで、「守りたい財産」を親の思い通りに引き継ぐことができます。

◆ ◆ ◆
次回は財産を分ける新しい方法として注目度が急上昇中の「民事信託」を紹介します。

◆ ◆ ◆
毎月第1週に掲載